

国立大学法人大阪大学教職員転籍出向規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「規則」という。)の適用を受ける者(以下「教職員」という。)について、同規則第13条の規定に基づいて行う出向のうち、転籍出向に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「転籍出向」又は「出向」とは、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)の教職員が大学の命により、一定期間、大学の籍を離れて、国、地方公共団体、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人その他大学が適当と認める団体(以下「出向先」という。)において任用又は雇用されて勤務することをいう。

2 この規程において「出向者」とは、教職員のうち、大学の命により、一定期間、大学の籍を離れて、出向先において任用又は雇用されて勤務する者をいう。

(本人の同意等)

第3条 教職員に対して転籍出向を命じる場合には、当該出向の目的及び教職員の経験・能力等を十分に勘案した上でその人選を行い、本人の同意を得た上で、これを命じるものとする。

(労働条件の明示)

第4条 教職員に対して転籍出向を命じる場合には、原則として出向開始予定日の14日前までに出向先の名称、転籍出向の期間(以下「出向期間」という。)、出向先における業務内容、給与、勤務時間その他の労働条件について、これを明示するものとする。

2 出向後、出向先が出向者の労働条件の内容を変更する場合には、前項の規定に準じた手続が当該出向先においてとられるよう、大学はあらかじめ当該出向先に要請するものとする。

(出向期間等)

第5条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の必要からその期間を短縮又は延長することがある。

2 出向者は、出向期間中、出向先の就業規則(国又は地方公共団体に転籍出向する場合には、これに相当する法令等をいう。以下「就業規則等」という。)の適用を受ける。ただし、出向者の行為が、規則第37条第1項に規定する懲戒事由に該当する場合には、当該出向者を大学に復職させた上で、懲戒処分を行うことがある。

(勤続期間の通算)

第6条 出向期間は、これを大学における勤続期間に通算する。ただし、出向者が第9条に規定する復職をしなかった場合は、この限りでない。

(服務等)

第7条 出向者は、出向期間中においても、大学の名誉及び信用の保持に努めるとともに、出向先の就業規則等を遵守し、誠実にその業務を遂行しなければならない。

(給与)

第8条 出向期間中の給与(賞与及び諸手当を含む。以下同じ。)は、出向先が、当該出向先の給与規程等に定めるところにより、支給するものとする。ただし、大学と当該出向先が協議の上、これと異なる定めをしたときは、この限りでない。

2 出向先における給与の額が、大学で支給されていた給与の額を下回る場合には、大学は、原則として、その出向期間中、必要な補填を行うものとする。

(復職)

第9条 出向期間が満了したときは、出向者は大学に復職するものとする。ただし、出向期間中であっても、第5条第2項ただし書に規定する場合のほか、大学への復職が必要と認められる場合(出向先がこれに同意したときに限る。)には、当該出向者に復職を命じるものとする。

(復職後の措置)

第10条 大学は、大学に復職した教職員が他の教職員と比較して不利益を被らないよう、適切な措置を講じるものとする。ただし、このことは、大学が復職した教職員に対して、その出向期間中の勤務状況等を考慮した措置を講じることを妨げるものではない。

(福利厚生制度・施設)

第11条 出向者が出向前に利用していた福利厚生制度のうち、出向先への移行が可能なものについては、原則として出向先に移

行させ、その移行が不可能なものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 大学で継続できる場合は、継続の手続をとる。
 - (2) 大学で継続できない場合は、出向時に解約の手続をとる。
- 2 出向者は、出向後も、大学がこれを許可した場合には、宿舎等を含む大学の福利厚生施設を利用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。